

## Euro-PCT 出願の広域段階における早期処理の請求

2013年05月27日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

PCTに基づく国際出願のEP広域段階への移行期限は、優先日から31ヶ月です。しかしながら、PCT第22条及びPCT第39条に基づき、指定官庁／選択官庁としてのEPOは、通常、この移行期限が満了するまでは国際出願の処理手続を行うことを禁止してきました。

一方、出願人は、PCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき早期処理を請求することが可能です。そこで、EPOは、2013年2月21日付のNotice<sup>\*1</sup>において、Euro-PCT出願の早期処理を請求すること、その際の要件、及びその結果について詳細を開示しています。加えて、上記のNoticeには、Euro-PCT出願の早期処理の請求をする際の注意事項に焦点を当てた上で、Euro-PCT Guideにおける関連情報を説明し手続に関するEPOの見解が示されています。

### 【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06-6351-4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

\*1 LINK: <http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants.html>